新卒向け給与明細の見方ガイド

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

給与明細で控除される社会保険料は、新社会人の皆さんが知っておくべき重要な項目です。
これらの保険料は、私たちの生活を様々なリスクから守るための相互扶助の仕組みです。

1 健康保険料

病気やケガをした際に、医療費の自己負担額を原則3割に抑えるための保険です。

保険料は、その人の給与水準に基づいた標準報酬月額に応じて決定され、会社と従業員が半分ずつ負担します。例えば、東京都の協会けんぽの場合、2025年度の健康保険料率は9.91%で、そのうち約4.955%が従業員の負担となります 。

健康保険に加入することで、高額な医療費を一定額に抑える「高額療養費制度」や、業務外の病気やケガで働けなくなった場合に給付金を受け取れる「傷病手当金」などの制度も利用できます。

2 介護保険料

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えるための保険制度です。
40歳以上の健康保険加入者から徴収されるため、新入社員の多くは対象外です。

3 厚生年金保険料

老後の生活を支えるための年金制度で、国民年金に上乗せして給付されます。保険料は標準報酬月額に応じて決まり、会社と従業員が折半します。2025年度の保険料率は18.3%で、そのうち9.15%が従業員の負担です 。

厚生年金は老齢年金だけでなく、障害を負った場合の障害年金や、加入者が亡くなった場合に遺族が受け取れる遺族年金といった機能も備えています。

4 雇用保険料

失業した際の失業給付（基本手当）や、育児休業や介護休業中の給付金の給付、再就職支援、能力開発のための教育訓練給付金の支給などを行う制度です。

保険料は賃金総額に一定の保険料率を掛けて計算され、従業員も一部負担します。2025年度の一般の事業における従業員の負担率は0.55%です。

パート・アルバイトの社会保険加入について

2024年10月からは、従業員数が51人以上の企業で働くパート・アルバイトの方も、以下の条件を満たす場合は社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入する必要があります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が88,000円以上（所定内賃金）
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

© MoneyForward, Inc.